

沿岸広域振興局長告示第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年10月11日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

| 位 置   | 延長（メートル） | 幅員（メートル） | 指定年月日      |
|---|----------|----------|------------|
| 陸前高田市高田町字中和野14番24、14番25、16番3<br>、16番4及び16番9 | 31.43    | 5.25     | 平成25年9月27日 |

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。